

(情報公開制度) 令和6年(2024年)度公文書開示の実施状況詳細				
整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	石狩市情報公開条例 不開示（却下） 事項等	【担当課】
1	コロナワクチンが始まってから今までの石狩市の全死亡事例の「年齢、性別、死亡日、接種日、ロット番号」この5項目を揃えたデータ	一部開示	・第1項（個人情報）：開示請求のあったデータのうち、「年齢」及び「死亡日」については、新聞等と照合することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るため。	健康推進部 健康推進課
2	石狩湾新港港湾区域内に設置されている洋上風力発電施設の固定資産税の件についての小樽市と石狩市と北海道との協議記録（令和3年度以降のもの）	一部開示	・第1項（個人情報）：北海道及び小樽市職員の氏名は、個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため。 ・第4項（国等協力関係情報）：令和5年10月10日打合せの際に配布された「洋上風力発電設備に関する資料」の内、「洋上風力発電設備の概要（洋上部分）」、「同（陸上部分）」、「洋上風力発電設備（償却資産）に関する資産の状況」は、北海道、小樽市及び当市との協議で使用するために北海道から提供された資料であり、開示を前提として作成されておらず、開示することにより、北海道及び小樽市との信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるため。 ・第7項（法令秘情報）：「納税義務者名」と令和5年10月10日打合せの際に配布された「洋上風力発電設備に関する資料」の内、「洋上風力発電設備の概要（洋上部分）」、「同（陸上部分）」、「洋上風力発電設備（償却資産）に関する資産の状況」、「洋上風力発電設備（償却資産）に関する課税」は、課税情報に該当し、地方税法第22条で定める守秘義務の内容に該当するため。	財政部 税務課
3	固定資産情報管理システムの令和6年1月1日現在の石狩市内全域の地番（面、線）、字界・字名のデータ及び平成30年度、令和3年度、令和6年度分の路線価図のデータ	全部開示	条例第12条第1項	財政部 税務課
4	貴市が2019年度から2023年度の間に一般または指名競争入札で発注したすべての調達契約（例えば、工事、工事関連委託業務、物品購入、賃貸借並びに工事関連以外の委託業務等）についてそれぞれの案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称と、可能ならば予定価格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等がわかるデータ（文字・数字等のコード情報がExcelやワード、Acrobat等の市販のソフトウェアで読み取り可能な電磁的記録を指す）。情報の厳密な正確性は問わない。当該データが不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。 （P 4 審査請求 整理番号1）	全部開示	条例第12条第1項	総務部 契約課
5	令和5年10月1日以降に提出された建設リサイクル法に基づく届出書（様式第一号）のうち、「公文書開示請求書」に記載の住所（23件）を解体工事の場所とするもの。	不存在	条例第12条第2項	建設部 建築住宅課
6	令和6年4月1日（月曜日）に公告された業務名：石狩市公式ホームページリニューアル業務委託における企画提案時の下記資料（全社分） ・企画提案書 ・CMS（コンテンツ管理システム）機能要件一覧表 ・審査項目ごとに採点された評価点がわかる資料（1次審査・2次審査）	一部開示	・本件のプロポーザル実施に際し、「実施要領」で、優先契約候補者名は公開（優先契約候補者以外の事業者名は非公開）、審査結果は本市ホームページ上に公表、企画提案書の機密保持には十分配慮する旨を定めている。 ・第2項（事業活動情報）：優先契約候補者以外の事業者名を公開することにより、優先契約候補者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、本市が行った評価が事業者の社会的評価につながる。また、企画提案書が公開された場合、これに修正を加え他の企業が利用することが可能となる。これらにより競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められる。 ・第5項（市政運営情報）：「実施要領」で公開しないと定めていた内容を公開した場合、事業者との信頼関係が損なわれる。今後、本市のプロポーザルに応じる事業者が減少し、その結果、高い能力を有する事業者に事務を委託することができなくなり、本市が行う事務又は事業の実施に著しく支障が生じるおそれがあると認められる。	企画政策部 秘書広報課
7	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出である「土地売買等届出書」 ・期間：令和5年10月2日以降から請求日まで ・地区：石狩市厚田区聚富若しくは望来 ・届出の目的：風力発電の設置	不存在	条例第12条第2項	建設部 建設総務課
8	農林水産省が管轄する中山間地域等直接支払交付金を、直近1年間（年度）に受給した市町村全ての協定者及び事業に関する、下記の情報が分かる公文書または資料 ・協定名（地区の名称） ・代表者の氏名 ・交付金申請の根拠となった経費（機材、資材、消耗品等について、品名、型式、金額、購入先）	一部開示	・第1項（個人情報）：職員の氏名は、個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため。 ・第2項（事業活動情報）：代表者の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用される恐れがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	産業振興部 農政課

9	コロナワクチン最終接種日から10日以内に死亡した事例の最終接種日から死亡日までの日別の人数	全部開示	条例第12条第 1 項	健康推進部 健康推進課
10	予防接種健康被害救済制度申請状況一覧及び予防接種後副反応疑い報告一覧	取下げ	開示請求に対して、情報提供として実施することで請求者と合意	健康推進部 健康推進課
11	固定資産情報管理システムの令和 6 年 1 月 1 日現在の石狩市内全域の地番（面、線）、字界・字名のデータ	全部開示	条例第12条第 1 項	財政部 税務課
12	貴市が一般または指名競争入札で発注し、2019年度から2023年度の間に契約したすべての調達案件について、それぞれの案件名称、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称がわかる電磁的記録と、それらに加えて可能ならば予定価格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等のわかる電磁的記録。なお電磁的記録とは、文字・数字コード情報がExcelやワード、Acrobat等の一般的に用いられるソフトウェアで読み取り可能な文字、数字データを指し、紙の文書をスキャンした画像データではない。情報の厳密な正確性は問わない。当該電磁的記録が存在しなければその具体的な理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。 （ P 4 審査請求 整理番号 2 ）	全部開示	条例第12条第 1 項	総務部 契約課
13	石狩市内の家屋（建物）のGIS（地理情報システム）データ ・位置、形状（家屋外形、建築物外周線等）	全部開示	条例第12条第 1 項	財政部 税務課
	・住居表示、敷地地番	不存在	条例第12条第 2 項	
14	固定資産情報管理システムの令和 6 年 1 月 1 日現在の石狩市内全域の地番（面、線）、字界・字名のデータ	全部開示	条例第12条第 2 項	財政部 税務課
15	令和 6 年 7 月12日に入札執行された「石狩市下水道ストックマネジメント実施計画（第Ⅱ期）策定業務委託」の設計書（単価及び金額が記載）の全ての項目の開示	全部開示	条例第12条第 1 項	水道部 下水道課
16	令和 6 年 6 月 1 日以降に提出された建設リサイクル法に基づく届出書（様式第一号）のうち、「公文書開示請求書」に記載の住所（20件）を解体工事の場所とするもの。	不存在	条例第12条第 2 項	建設部 建築住宅課
17	令和 6 年度公立学校施設等の総括表（小中学校）	全部開示	条例第12条第 1 項	教育委員会 学校教育部 総務企画課
18	石狩市が導入している、私立保育所等での子ども・子育て支援給付金管理システムの契約書類 ・構築金額、仕様及び要件に関する書類	一部開示	・第 2 項（事業活動情報）：代表者の印影を公にした場合、各種書類の偽造等に悪用される恐れがあり、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため。	子育て推進部 子ども家庭課
	・保守金額に関する書類 ・補助金（市独自加算）の仕様書・要件定義書	不存在	条例第12条第 2 項	

（個人情報保護制度）令和6年（2024年）度個人情報開示の実施状況詳細				
整理番号	公文書の申請内容または件名	決定内容	個人情報の保護に関する法律 不開示（却下）事項等	【担当課】
1	地域包括ケア課が保有する、〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇日生）に関する平成30年以降の家庭内暴力が記載された書類すべて （P 4 審査請求 整理番号3）	一部開示	・被相続人の個人情報であって、開示請求者の個人情報に該当しないもの。 ・法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）：開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）：市が行う高齢者等の包括的支援事業に関する情報であって、地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉等に関する悩みの相談や権利擁護、介護予防に関する当該事業の性質上、開示によって、今後、相談者が第三者への情報開示をおそれて相談をためらうようになり、また、関係機関等の対応方針が明らかになるなど、相談者と関係機関等の信頼関係の構築、維持に重大な支障が生じると推察され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。	福祉部 地域包括ケア課
2	本年〇月〇日に開催された石狩市議会〇〇常任委員会における私の傍聴席からの発言について捜査機関である警察への通報に至る経緯とその決裁手続き過程も含め開示請求します。	不存在	法第82条第2項	総務部 総務課
3	本年〇月〇日に開催された石狩市議会〇〇常任委員会における傍聴者〇〇〇〇（傍聴申し込みNo. 〇）の委員会室傍聴席での発言について、その発言の正確な把握を含めた弁明の機会を経ずに市役所職員が捜査機関である警察に通報した。それに至る一連の「行政手続きと決裁を記録した公文書」の開示を求めます。	不存在	法第82条第2項	総務部 総務課
4	平成〇年〇月〇日受付の〇〇〇氏の給水装置工事申請書	不開示	・法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）：開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	水道部 水道施設課
	平成〇年〇月〇日受付の〇〇〇氏の給水装置工事申請書に関連する土地使用承諾書	全部開示	法第82条第1項	
5	令和〇年〇月〇日において石狩市子ども相談センターが〇〇〇〇から聴取した内容。 令和〇年〇月〇日、〇日において石狩市子ども相談センターが〇〇〇〇から聴取した内容。	一部開示	・法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）：開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）：市が実施する相談業務に関する情報であって、その内容については、一部であってもそれを開示することにより、関係機関、関係団体等がどのような方針の下にどのような対応をするかが明らかとなり、これら関係機関等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障があるものと推察されること、又はそれが本人に開示されるものであるとしても、本人のみならず本人の家族等がその内容を知る可能性は否定できず、相談者が著しい不利益を受けるような事態が発生した際は、相談業務に対する信頼は失われ、相談者が安心して相談できなくなることは明らかであり、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられ、業務の性質上、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。	子育て推進部 子ども相談センター

令和6年（2024年）度審査請求申立の状況詳細				
整理番号	申立内容	決定内容	決定経過	【担当課】
1	「令和6年5月31日付けの審査請求人に対する公文書開示決定処分（石契約第16号）を審査請求人の求める形式での開示に変更する」との裁決を求める。 （P 2 情報公開制度 整理番号4）	却下	令和6年5月22日 開示請求 令和6年5月31日 全部開示決定 令和6年9月26日 審査請求 令和6年10月7日 裁決 （審査請求期間の3か月を経過しているため却下）	総務部 契約課
2	「令和6年10月22日付けの審査請求人に対する公文書開示決定処分（石契約第53号）を取り消し、電磁的記録での開示に変更する」との裁決を求める。 （P 3 情報公開制度 整理番号12）	棄却	令和6年10月10日 開示請求 令和6年10月22日 全部開示決定 令和6年11月8日 審査請求 令和7年2月6日 情報公開・個人情報保護審査会諮問 答申（原処分妥当） 令和7年3月27日 裁決	総務部 契約課
3	令和6年5月16日付け石包括第27号による保有個人情報一部開示決定処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。 （P 4 個人情報保護制度 整理番号1）	棄却	令和6年5月2日 開示請求 令和6年5月16日 一部開示決定 令和6年8月13日 審査請求 令和6年11月13日 情報公開・個人情報保護審査会諮問 答申（原処分妥当） 令和6年12月10日 裁決	福祉部 地域包括ケア課